

広野町金婚祝い

申し込み受付を行います



平成28年に金婚を迎えられるご夫婦（昭和41年に結婚されたご夫婦）は、金婚祝いにお申し込みください。詳しくは福祉介護課へお問い合わせください。

■対象者 町内に住所を有し、平成28年12月

31日までに婚姻50年を迎えるご夫婦および既に資格を得ながらまだ記念品を受けていないご夫婦。

- 申込期限 平成28年7月15日（金）
- 申込方法 広野町役場福祉介護課に申請書類がありますので申し込みをお願いいたします。

※広野町に本籍があるご夫婦は申込書のみ提出をお願いいたします。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

特定健康診査

未受診者に対する受診勧奨を実施します

広野町では、毎年定期的に総合健診（40歳以上の方は特定健康診査）を実施していますが、生活環境の変化や長引く避難生活等に伴い、生活習慣病になってしまう方が増加しており、医療費も増加し深刻な問題となっています。

年に一回ご自身の健康状態をチェックすることにより、検査結果の傾向をつかむことができます。「早期発見・早期治療」は健康管理の基本です。

昨年度に引き続き、本年度におきましても、町民の皆さんに対する一層の健康管理を図るため、

特定健康診査を受診しなかった方を対象に、電話により受診（追加健診）のご案内をいたします。

受診勧奨の電話は、町が契約する指定事業者が行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

生活習慣病とは

糖尿病 脳卒中 心臓病 脂質異常症 高血圧 肥満 のことをいいます。

医療費の増加は国民健康保険税の税率にも影響します。

聴覚障がい者相談会

耳に関する相談を受け付けます

福島県主催の聴覚障がい者相談会を開催いたします。耳が聞こえにくくなってきた、補聴器を使ってみたい、耳鳴りがひどいなど、耳に関する相談を受け付けます。相談会は事前予約制となっておりますので、相談会に出席したい方、詳しい内容を知りたい方は、役場福祉介護課までお問い合わせください。

■開催日時 平成28年6月14日（火）13時～15時

■会場

広野町保健センター

■相談会への参加について

相談会への参加は、事前申請が必要です。参加を希望される方は、広野町福祉介護課 窓口までご相談ください。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

平成28年度国民年金保険料額

月額16,260円に

国民年金保険料額は、国民年金法第87条に基づき16,660円と規定されていますが、平成28年度の国民年金保険料額は、保険料改定率0.976を乗じて16,260円になりました。この改定率は、平成16

年度からの物価と賃金の変動に基づいています。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611  
町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

国民年金保険料

免除制度があります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合は、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。一定の将来期間のほか、過去2年間（申請月の2年1か月前の月分）まで遡って免除を申請できます。申請を希望する人は、平年金事務所または広野町役場の町民保険課で手続きをお願いします。

東京電力福島県第一原子力発電所の事故に伴

い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除および学生納付特例を審査するとき、所得の審査をしません。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611  
町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

医療機関など

適正受診にご協力をお願いします

「医療機関などの適正受診」にご協力をお願いします。不適正な受診は、ご自身の健康にも逆に悪い影響がでる場合があります。また医療費の増加をまねき、一部負担金や国民健康保険税の負担も増えることとなります。

必要な方が安心して医療が受けられるように医療機関や薬局を受診する場合は次の点に留意しましょう。

■休日や夜間の受診は控えましょう

休日や夜間の診療は、緊急性が高い患者さんを受け入れるためのものです。平日の診療時間内に受診できるものでないか考えてみましょう。

■重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関などを受診することは控えましょう。今受けている病気に不安が

ある場合は、率直に医師に伝えましょう。

■かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけのお医者さんを持ち、気になることがあれば、まずかかりつけ医に相談しましょう。

■薬のもらいすぎに注意しましょう

「お薬手帳」を活用しましょう。薬は用法・用量を守らないと薬の飲み合わせによる副作用等により、体に悪い影響が出る場合があります。

■ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあとに、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。薬代も安価なため、高血圧や糖尿病のような継続して薬を服用する方は、ぜひ検討してみましょう。